大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という」。）の相談支援に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援を行うことにより地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

（業務内容）

第２条　本事業のアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、関係機関と協力し、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

　(1)　第６条の派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等を行うこと

ア　協議会の運営支援に関すること

イ　相談支援従事者のスキルアップに関すること

ウ　その他、必要な事項に関すること

　(2)　相談支援従事者の人材育成に関する企画に参画すること

(3)　大阪府障がい者自立支援協議会に参画すること

(4)　その他、大阪府障がい者自立相談支援センター所長（以下「センター所長」という。）

　　　が必要と認めた業務

（連携）

第３条　本事業の運営にあたっては、大阪府自立支援協議会や市町村の他、必要な関係機関と連携・協力しながら事業を推進する。

（アドバイザーの選任）

第４条　センター所長は、次の各号に該当する者の中からアドバイザーを選任する。

(1)　地域における相談支援体制整備について実績を有する者

(2)　相談支援その他の障がい者等の支援について相当期間の経験及び見識を有する者

(3)　所属団体・機関等の利益に優先し、障がい者ケアマネジメントの質的向上のため

　　に尽力できる者

（派遣申込み）

第５条　アドバイザーの派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書を作成し、機関が所在する市町村の市町村障がい福祉主管課長あて提出する。

２　市町村障がい福祉主管課長は前項の申込書に意見を付し、センター所長に提出する。

（派遣決定）

第６条　センター所長は、前条第２項の提出があった場合、第１条の目的及び第２条の業務内容に合致するかを判断し、アドバイザーの派遣を行う。

（報告及び連絡、調整）

第７条　センター所長は、第２条の業務について、報告を受け、連絡及び調整を図るため、アドバイザーが出席する会議を開催する。

（秘密の保持）

第８条　本事業実施にあたって、関係者は個人情報の保護に万全を期し、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

（庶務）

第９条　大阪府障がい者自立相談支援センターに庶務をおく。

（その他）

第10条　本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別途定める。

　附則

この要綱は、平成19年８月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月１日から施行する。

この要綱は、平成22年９月１日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。